

有料貸出品ご利用にあたっての注意事項

貴社（以下「甲」）はホーザン株式会社（以下「乙」）の有料貸出品ご利用にあたって、貸与サービス(以下「本サービス」)について、下記の内容をご了承頂くものとします。

第1条(対象)

本サービスの対象は法人とします。

第2条(物件)

- 1 乙は甲に対し、別途取り決めた機器（以下「本物件」）を貸与します。
- 2 本物件の発送にかかる費用は乙の負担とします。
- 3 甲は、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
- 4 甲は、本物件を取扱説明書に従い使用し、本来の使用目的以外では使用しないこととします。

第3条(貸出期間)

貸出期間は、別途取り決めに従うものとします。

甲が、本物件を運送業者から受け取った日(以下「貸出開始日」)から貸出期間の起算を始めるものとします。

貸出開始日について別途取り決めに設けた場合、その取り決めに優先することとします。

第4条(料金)

本物件の貸出料金は別途取り決めた金額とし、甲は乙に対して乙が別途取り決めた支払方法で支払うものとします。

第5条(担保責任)

甲は本物件の引き渡しを受けた後、速やかに受け入れ検査を行うこととします。

本物件の引き渡し後、3日以内に欠陥が乙へ通知されなかったときは、本物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。

貸出期間中、甲の責によらない事由により本物件が正常に作動しない場合、乙は本物件の交換を速やかに行うものとします。

第6条(物件の使用管理義務違反)

- 1 甲は、本物件に対する改造、加工や第三者に対する譲渡、転貸をしてはならないこととします。
- 2 本物件が故意または、過失により、破損や故障した場合、甲は乙に対し、機器の修理費用を支払うこととします。
- 3 本物件が滅失（修理不可または、所有権の侵害を含む）、または返還不能となった場合、甲は乙に対し機器の買い取り時と同額を支払うこととします。

第7条(第三者に対する損害)

甲が、本サービスの履行上、甲の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、

甲は自らの費用及び責任において損害を賠償し、乙は何ら責任を負わないものとします。

第8条(返還)

- 1 貸出開始日より別途取り決めた日数が経過した日（以下「貸出終了日」）の後、甲は本物件を速やかに乙へ返還するものとし、貸出終了日より3日（以下「返還猶予期間」）以内に本物件を運送業者へ引き渡すこととします。
- 2 本サービスの利用を継続する場合、貸出終了日ではなく、次年度の物件が到着後、返還猶予期間が発生するものとします。
- 3 返還猶予期間を過ぎて返還した場合、1日超過するごとに延滞料金を支払うものとします。

4 本物件の返還にかかる費用は乙の指定した方法に限り、乙の負担とします。

第9条（キャンセル）

- 1 甲は、本サービスをキャンセルする場合、速やかに乙に連絡するものとします。
- 2 本サービス成立後のキャンセルは、既に発生した作業に応じ、キャンセル料を支払うものとします。
ただし、甲のキャンセルが本物件発送後の場合、運送業者から本物件の受け取り前であっても、
機器ごとの最も短い利用期間（以下「最低貸出期間」）の費用を甲が支払うものとします。

第10条（中途解約）

- 1 甲は、貸出期間中に本サービスを解約する場合、速やかに乙に連絡するものとします。
- 2 本サービス利用中の解約は、最低貸出期間をもとに乙が再精算をおこない、甲がこの費用を支払うものとします。
再精算の結果、支払い済み費用に過払いが発生した場合、乙は甲に対し、所定の手数料を差し引き、費用の返金をおこなうものとします。
再精算の結果、支払い済み費用に不足が発生しても乙は甲に対し、既に支払い済み以上の金額を追加で請求しないものとします。

以上

ホーザン株式会社 制定日 2021年10月29日